

職 長 等 能 力 向 上 教 育

職長能力向上教育については、「安全衛生教育の推進について」（平成3年1月21日付け基発第39号労働省労働基準局長通知）の別紙「安全衛生教育推進要綱」により、定期（概ね5年以内ごと）に実施するよう定められており、職長等に対する能力向上教育に準じた教育を行うよう求められています。

労働災害防止を推進する上で、職長等の果たすべき役割は非常に重要となっておりますので、定期的にご受講いただきますようお願いいたします。

当協会は、事業者に代わって標記教育を実施するものです。（安全衛生法第19条の2）

1 開催日時・会場・定員

開催月日時	会 場	定 員
令和8年11月2日(月) 8時40分より(受付8:20より)	松江市学園一丁目5番35号 (一社)島根労働基準協会	40名

※ 一定の人数未満の場合は中止をする場合がありますので予めご了承ください。

※ 車でご来場の場合、詰込み駐車になり、途中退場が出来ない場合があります。

2 受講対象者

A 職長及び安全衛生責任者の方

B 職長のみの方

3 科目・時間割

科 目		時 間 割
	オリエンテーション	8:40 ～ 8:50
①	職長等として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導及び監督の方法に関すること(休憩20分含む)	8:50 ～ 12:10
	《昼食・休憩》	12:10 ～ 13:00
	職長等として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導及び監督の方法に関すること(続)	13:00 ～ 14:00
	<休 憩>	14:00 ～ 14:10
②	グループ演習 (休憩20分含む)	14:10 ～ 16:30
	<休 憩>	16:30 ～ 16:40
③	安全衛生責任者の役割と実務(安全衛生責任者の方のみ)	16:40 ～ 17:10

※ 受講科目

A 職長及び安全衛生責任者の方 (全科目 6.5H)

B 職長のみの方 (①②のみ 6.0H)

4 受講料・テキスト代（税込 消費税 10%） AとB共通

※インボイスは、領収書発行で対応します。

受講者の別	受講料	テキスト代	合 計
会員事業場の受講者	11,000円	990円	11,990円
その他の受講者	14,300円	990円	15,290円

振込の場合（振込手数料は、振込人の負担）は、下記の口座に受講料（テキスト代を含む）をお振込み後、必ず受講申込書裏面に振込金受取書の写しを添付のうえ下記郵送先へ郵送してください。

なお、複数の講習の申込みについては、まとめて振込むことができます。（HP 掲載メニュー「**受講料等合算振込の内訳書**」を添付の上受講申込書を一括して送付してください。）

【振込先】

山陰合同銀行 松江駅前支店 普通預金 2144428

（口座名）シャシマネロウトウキジュンキョウカイ
一般社団法人 島根労働基準協会

5 申込方法・注意事項

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

(<https://www.shima-roukikyo.or.jp/school/kousyu/>)

仮申込として、事前に受講申込書をFAXしていただくこともできます。

14日以内に申込手続き（受講料の支払、申込書等の原本提出）をお願いします。

なお、仮申込みを取り消す場合は必ず当協会へご連絡ください。

＊開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できません。

6 携行品

筆記用具（筆記具、消しゴム等）

7 修了証の交付

受講修了者には所定の「修了証」を交付します。

8 本人確認について

受講当日に本人確認のため、「自動車運転免許証、マイナンバーカード（表面）、公の機関が証明した資格証明書（衛生管理者免許証など）」のいずれかを持参してください。

外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を持参してください。

9 お問い合わせ先・郵送先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号

一般社団法人島根労働基準協会

（TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788）

